

高知県では、県が行う入札・契約から暴力団関係者を排除します！

～平成23年4月より高知県暴力団排除条例が施行されます～

県は「高知県暴力団排除条例」の施行に伴い、暴力団関係者を県が行う契約において入札に参加させない措置や、後日、契約の相手方が暴力団関係者と判明した場合には契約を解除する措置を実施します

### 契約からのおもな暴力団関係者の排除措置

#### 排除措置の対象者

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号の規定（裏面参照）に該当するものを排除します。

#### 契約の解除

契約の相手方が排除措置対象者に該当すると判明した場合は、原則契約を解除します。

#### 不当介入への対応

契約の履行に際し、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合、警察への通報及び県への報告を行ってください。

警察への通報及び県への報告がされなかった時には原則、当該契約の解除を行います。

## 高知県暴力団排除条例 <抜粋>

### (県の事務及び事業における暴力団の排除)

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、**暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者**を県が実施する**入札に参加させない**等の必要な措置を講ずるものとする。

### (不当要求行為に係る措置)

第7条 県は、県の事業等に関し、県の事業等に係る契約の相手方に対し、当該契約の相手方（下請契約その他の当該県の事業等の遂行のために締結する契約の相手方を含む。）が当該契約に係る事務又は事業の遂行に当たって**暴力団員等による不当要求行為を受けた**ときは、**県に報告を行うことを義務付ける**等の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の事業等に係る**契約の相手方**が前項に規定する措置をとらなかったときは、当該相手方の**契約を取り消し**、又は県が実施する**入札に参加させない**ことができる。

## 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

### 第2条第2項第5号

**排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア **暴力団**

イ **暴力団員**

ウ **暴力団員等**

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの